

# アウルコート真駒内管理運営規程

令和6年12月27日 事務局改訂

## (目的)

株式会社 私の青い空が開設する介護付有料老人ホームアウルコート真駒内（以下「事業所」という）が行う指定特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の特定施設入居者生活介護、及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が要介護状態、要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し適正な指定特定施設入居者生活介護、及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護」という）を提供することを目的とします。  
ご入居者のため社会規範にはかり、関係法令を遵守し安定した事業と経営基盤を持続させます。

## (運営の方針)

- ・生きる力を支える総合的ケアを提供いたします。
- ・心の豊かさにつながるホスピタリティサービスを提供いたします。
- ・専門職としての誇りを持ち学びの心を大切にし寄り添うケアの実現に努めます。
- ・地域に開かれた施設の運営に努めます。

## (事業所及び施設の名称及び所在地)

事業主体の名称	株式会社 私の青い空
事業主体の所在地	札幌市南区真駒内南町4丁目5番3号
施設の名称	アウルコート真駒内
施設の所在地	札幌市南区真駒内南町4丁目5番3号

## (事業主体の代表者)

氏名	武田 治信
職名	代表取締役

## (施設の管理者)

氏名	武田 ひろみ
職名	施設長

## (施設の類型及び表示事項)

類型：介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）

表示事項：居住の権利形態／利用権方式

利用料の支払い方式／一時金方式 入居時の要件／入居時自立・要支援・要介護

介護保険／北海道指定介護保険特定施設（一般型特定施設）

居室区分／全室個室 介護に関わる職員体制／2.5：1以上

## (介護保険事業所番号)

0170504724

## (事業の開始年月日、指定年月日)

開始年月日 平成19年4月1日

指定年月日 平成19年3月30日

## (入居定員及び居室数)

1人居室29室 2人居室4室 合計居室33室 定員37名

## （従業者の職種、員数及び職務内容、権限）

管理者	1名	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	介護支援専門員 1名	計画作成担当者は特定施設サービス計画の作成及び変更を行う。
看護職員	2名	利用者の健康情報の継続的管理、機能訓練指導、必要な介護、支援を行う。
介護職員	13名	利用者に対して食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話をを行う。
機能訓練指導員	1名	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
生活相談員	1名	利用者の心身の状況、その置かれている環境などを的確に把握し利用者又はその家族からの相談に応じ利用者の社会生活に必要な支援を行う。
事務員	4名	施設の総務、経理、人事、設備管理等を行う。

## （従業者の職務権限の代行）

管理者 武田 ひろみに事故ある場合、または管理者が欠けた場合においては代表取締役 武田 治信がその職務を行う。  
計画作成担当者及び生活相談員に事故ある場合、または計画作成担当者及び生活相談員が欠けた場合においては施設長 武田 ひろみがその職務を行う。

## （特定施設入居者生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額）

### 介護サービス

- 一 食事介助 二 排泄介助・おむつ交換 三 入浴（一般浴）介助・清拭 四 特浴介助 五 身辺介助（移動・着替えなど） 六 通院介助（協力医療機関）

### 生活サービス

- 一 居室清掃 二 リネン交換 三 日常の洗濯 四 居室配膳・下膳

### 健康管理サービス

- 一 健康相談 二 生活指導・栄養指導 三 服薬支援 四 生活リズムの記録（排便・睡眠等）

### 入退院時・入院中のサービス

- 一 入退院時の同行（協力医療機関） 二 入院中の洗濯物交換・買い物 三 入院中の見舞い訪問

### 利用料等

- 一 特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合の額とする。
- 二 前項の費用の支払いを受けるほか次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けることとする。
- ・おむつ代
  - ・利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
  - ・その他の特定施設入居者生活介護等において提供される便宜の提供のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であってその利用者に負担させることが適当であると思われるもの。

## （身体拘束について）

介護予防又は介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入居者の行動の制限は行いません。ただし緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合はその態様及び時間をご本人・ご家族への説明と同意を得て行います。その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、完結の日から5年間保存します。ご家族の要求がある場合及び監督機関の指示等がある場合にはこれを開示します。

## （高齢者虐待防止について）

高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の権利を擁護する為に施設内の不適切ケア（虐待の芽）の早期発見に努め、職員の意識啓発を行い、虐待「0」の維持、実現を図る。虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための指針に則り、研修を企画・実施し、虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合は、厳正に対処します。

## （利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き）

介護の状況により、当初の居室内での介護が困難となった場合、医師の意見を踏まえ本人の意思を確認し同意を得、身元引受人の同意を得た上で他の居室へ変更していただく場合があります。（追加的費用はありません。）

## （施設の利用に当たっての留意事項）

- ・年齢が概ね60歳以上の方。
- ・2人入居の場合は、原則として夫婦又は三親等以内の関係にある方。
- ・当施設の運営趣旨を理解し、入居契約書、運営管理規定を守る事の出来る方。
- ・入居後の諸費用を安定してご負担できる方。
- ・健康保険、介護保険に加入されている方。
- ・身元引受人を御指定いただける方。（身元引受人がおられない場合はご相談ください）
- ・ご自身の意思で入居を希望される方。

## （緊急時等における対応方法）

健康上、防犯上の緊急時には、緊急通報装置を押して通報してください。通報があり次第、職員が駆けつけ対応します。利用者の病状の急変等緊急時には主治医、又は協力医療機関への連絡等速やかに措置を講じます。またサービス提供中に事故が発生した場合は医療機関への連絡、搬送を速やかに行う他、市町村、当該利用者の家族に状況の説明を行い記録します。当該事故が事業者の責に帰す場合は速やかに損害賠償を行います。

## （非常災害対策）

ホームが策定した「防災計画」に従い、入居者の避難等適切な処置を行います。非常時に備え、地域の協力機関と連携を図り、定期的に避難訓練を行いますのでご協力をお願いします。

- 一 従業者は常に非常事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 二 管理者は防火管理責任者を選任する。
- 三 防火管理責任者は定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 四 防火管理責任者は非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき毎年6月、11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

## （その他運営に関する重要事項）

- ・損害賠償責任保険への加入。（公社）全国有料老人ホーム協会の「**有料老人ホーム損害賠償責任保険**」に加入。サービスの提供上で事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合不可抗力による場合を除き賠償する。
- ・（公社）全国有料老人ホーム協会の「**入居者生活保証制度**」に加入。当社が個別入居者の拠出金を支払うことにより、**損害賠償債務に係る金銭保証**（入居契約期間中の保証）と**前払金返還債務に係る保証**（入居契約が終了後の保証）をさせて頂きます。（保証金額は、一人あたり200万円～500万円）

## （勤務体制）

一般型特定施設である有料老人ホームの介護に関わる職員体制／2.5：1以上（常勤7.5時間換算）  
夜間（16時30分～翌9時30分）の最小介護員数（1名）がこの時間内に2時間の休憩時間がある為1名になることがあります。ただし、必要に応じてケアコール等により対応いたします。夜間警備の職員は、他に1名配備。

## （事故対応及び損害賠償）

- 管理者は、本契約に基づくサービスの提供における事故発生時の対応、及び事故防止のために諸種の取り組みを行います。
- ・管理者は、事故が発生し、入居者の生命・身体・健康・財産に損害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、以下の通り対応します。
  - 一 直ちに必要な措置を講じる
  - 二 速やかに入居者の家族・身元引受人及び地方自治体の関係部署に連絡・報告を行う
  - ・管理者は、前項の事故により損害が発生し、それが管理者の責めに帰すべき事由による場合は、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失がある場合には、損害賠償額を減ずることがあります。
  - ・管理者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

## （提供するサービスの第三者評価実施状況）

- ・実施の有無：あり
- ・実施日：平成24年2月29日
- ・評価機関名称：株式会社 川原経営総合センター
- ・評価結果の開示状況：あり

## (苦情処理)

窓口    **アウルコート真駒内お客様相談室**

**関川 静香**

電話    **011-588-1122**

入居者からの苦情には、守秘義務を課し、速やかに対応します。必要に応じて、管理者を含めた検討会議を開催して具体的な対策及び再発防止策を協議します。

## 上記以外の苦情に対する主な窓口

- ◆札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課    札幌市中央区北1条西2丁目1番    札幌市役所本庁舎3階  
電話    **011-211-2972**
- ◆公益社団法人 全国有料老人ホーム協会    東京都千代田区外神田2-5-15    外神田Kビル4階  
電話    **03-5207-2761**